

## 成東中学校 「イチゴ」で寄付活動

成東中学校で、今年も、生徒会行事の「イチゴ摘み取り」が行われました。

この行事は、成東観光苺組合の協力を得て、全校生徒が摘み取ったイチゴを販売するものです。



4月28日、生徒会長の久貝さんがその収益の一部を社会福祉協議会に手渡ししました。

▶左から社会福祉協議会星久木会長、成東中学校久貝さん

## 「子育て善兵衛さん」の寄贈



市内の小学校に、白幡在住の石田制覇さんから「上総の聖人 子育て善兵衛さん（大高栄一著）」を10冊ずつ寄贈していただきました。

## 公用自動車を制限付一般競争入札で購入

市では、公用自動車を、制限付一般競争入札で購入します。参加条件など詳しくは、6月1日以降に入札説明書および仕様書を市ホームページまたは財政課窓口で希望者に配付しますのでご覧ください。

### 購入物件

- ① 軽乗用自動車(新車) 2台
  - ② 軽貨物自動車(新車) 8台
- 入札に参加する主な条件

① 市内に本店（個人事業者は住民登録）があり、市税等の滞納がない事業者または入札参加資格者名簿の当該部門で登録している事業者。

② 自動車分解整備業の認証を受けている事業者。

### 参加申込受付期間

6月1日(火)～22日(火)

※入札参加資格者名簿に登録されていない業者の方も参加できます。

### 問 財政課管財係

☎(80)1122

## 「子ども手当」現況届の提出が必要です

6月中に忘れずに届出を

平成22年4月から、児童手当にかわり子ども手当制度が始まりました。この制度は、15歳になって最初の3月31日を迎えるまで（中学校を修了するまで）の子どもを養育している父母等（受給資格者に手当を支給するものです）。

この子ども手当の受給者は、6月1日現在の状況を6月1日から6月30日までの間に届け出なければなりません。該当する方には市から届出用紙を送付しますので、必要書類を添えて、6月30日(水)までに提出してください。

なお、この届出が提出されない場合は、6月分以降の手当を受給できなくなりしますので、忘れずに提出してください。

【提出先】子育て支援課児童家庭係（松尾IT保健福祉センター）または、成東保健福祉センター、山武、蓮沼出張所の各窓口（郵送可）

子ども手当を受けるには

手続きが必要です

子ども手当は児童手当と異なり所得制限はありませんが、受給資格者が認定請求手続きをしないと

受給できません。子どもが生まれたり、山武市に転入したなど、新たに受給資格が生じた場合は、忘れずに認定請求手続きをおこなってください。手当は手続きを行った翌月分から支給となります。新たに受給資格が生じたら、早め（15日以内）に手続きをおこなってください。

また、児童手当から子ども手当にかわり、支給対象となる子どもが中学生まで拡大されたことで、4月から新たに受給資格が生じた増額になる方については経過措置が適用され、9月30日までに手続きをおこなうと4月分の手当から受け取ることができません。まだ手続きがお済みでない方は早めに手続きをおこなってください。

問 子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366

## 夏休み期間の学童クラブ指導員募集

期間 7月21日(水)～8月31日(火)

(日曜日、祝祭日を除く)

時間 午前8時～午後6時半

場所 各学童クラブ

人数 若干名

問 子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366